

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表			別表		
区 分	議員報酬の月額		区 分	議員報酬の月額	
議 長	<u>911,000円</u>		議 長	<u>913,000円</u>	
副 議 長	<u>783,000円</u>		副 議 長	<u>785,000円</u>	
委員会委員長	<u>647,000円</u>		委員会委員長	<u>649,000円</u>	
同 副委員長	<u>625,000円</u>		同 副委員長	<u>627,000円</u>	
その他の議員	<u>606,000円</u>		その他の議員	<u>608,000円</u>	
備考 議員報酬の月額とは、月の初日から末日までの間引き続き在職した場合の当該月の議員報酬の額をいう。			備考 〔同左〕		

付 則  
この条例は、平成25年1月1日から施行する。